

⑨横浜にぎわい座 落語鑑賞とパスタランチ

～みんなで笑ってストレス解消
賢沢ランチと港町横浜をぶらり散策～

健脚度: 2

出発 令和8年 5月 9日 (土)
平塚駅北口 8:30
261-14 **演目「第四十六回 よこはま文楽開花亭」**

出発 令和8年 5月 10日 (日)
ミナカ小田原バスターミナル 8:30
261-15 **演目「第八十九回 上方落語会」**

旅行代金(お一人様) 15,500円

行程 各地→①横浜赤レンガ倉庫・横浜ハンマーヘッドパーク(散策・買物)→②イタリアンダイニング カリーナ(昼食)→③横浜にぎわい座(落語鑑賞 約120分)→各地(18:00着予定)



①港の景色を望むエリアでショッピングや散策
②大人も満足のレストランでパスタランチを堪能
③日本の伝統芸能を鑑賞
※出発日によって演目が異なりますのでご注意ください

⑩大井川鉄道SL乗車と接阻峡八橋小道散策

～SL乗車と接阻峡ウォーキング 奥大井湖上の眺望と大好評ホテルブッフェ～

健脚度: 3

日程 令和8年5月23日(土)
出発 ミナカ小田原バスターミナル 7:30
旅行代金 おとな 13,800円

行程 小田原駅東口→新金谷駅+++①【SL乗車】+++家山駅→②川根温泉ホテル(昼食)→長島温泉駐車場…③【接阻峡八橋小道散策】…④奥大井湖上展望台(見学)→⑤静岡SA(5%割引券付)(買物)→(小田原駅東口(18:15))



①懐かしい蒸気機関車に乗って自然豊かな車窓の景色を堪能
②地元食材を使ったビュッフェランチ
③川沿いの遊歩道を歩き、深谷の自然を体感(八橋小道)
④奥大井湖上の眺望の写真撮影を楽しむひととき

⑩勝沼ワイン醸造発祥の地とネモフィラ観賞

～日本のワイン発祥の地 勝沼のワイナリー探訪
と富士山の麓でネモフィラ観賞～

健脚度: 3

日程 令和8年 5月 18日 (月)
出発 ミナカ小田原バスターミナル 8:00
JR松田駅北口 8:40

旅行代金(お一人様) 12,800円

行程 小田原駅東口→①宮光園(見学)→②シャンモリワイナリー(昼食)→③大石公園(散策)→④花の都公園(散策)→小田原駅東口(17:40～18:20着予定)



①日本の本格的ワイン醸造のルーツを学ぶ
②オリジナルの昼食とワイナリーで見学・試飲
③河口湖をバックにネモフィラと富士山鑑賞
④色とりどりの花が咲く公園で季節の自然を満喫

⑫東海道まちあるき～旧東海道宿場歩きシリーズ～

～専門ガイドとめぐる興津宿と新茶も香る
次郎長ゆかりの地ミニウォーク～

健脚度: 4

日程 令和8年 5月 28日 (木)
出発 ミナカ小田原バスターミナル 8:00
旅行代金(お一人様) 11,000円

行程 小田原駅東口→①【興津宿エリア】水口屋ギャラリー…清見寺…坐魚荘→②エスパルスドリームプラザ(昼食)→③【清水次郎長ゆかりの地】小松園・梅蔭祥寺・次郎長正家・美濃輪稲荷神社・小松園→小田原駅東口(18:00)



①【興津宿エリア散策】ボランティアガイドがついてご案内します
②大漁市場にて海鮮の昼食
③【清水次郎長ゆかりの地】小松園よりボランティアガイド同行で、詳しい説明を聞きながら巡ります

募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用)

(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面)

この旅行は、別紙旅行企画・実施者(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結する事になります。この書面は、旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、リンクオブマインド株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
(2)旅行の契約内容、条件はパンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面及び当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によりします。
(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行サービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けま。

旅行のお申込み及び旅行契約の成立

(1)当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して当社の定める期間内に所定の旅行代金を提出していただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行代金を受領したとき成立するものといたします。また、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より、カードにより所定の口座への会員の署名なくして旅行代金の全額のお支払いを受けを条件に旅行契約を締結する場合があります(以下「通債契約」といいます)。ただし、当社が提携会社と無署名取付特約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由でお受けできない場合もあります。また、通債契約での「カード利用日」は旅行契約成立日とします。
旅行代金は、取消料若しくは違約金の一部として繰り入れられます。
(2)お申込み時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した確定書面をお送りいたします。ただし、旅行開始日の7日以前のお申込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお期日前であってもお問い合せをいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。
(3)当社は、団体・グループを構成する複数のお客様が責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めた場合、契約の締結・解除等に関する取引は、契約責任者との間で行います。

お申込み条件

(1)高齢者、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助大使用の方その他特別な配慮を必要とする方は、その都度お申し出ください。当社は可能な限り配慮に努めます。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
(2)未成年者の方は、親権者の同意書が必要とします。
(3)ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
(4)他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。

旅行代金に含まれるもの

(1)パンフレット、ウェブサイトに掲載した運送、宿泊、食事、入場料等にかかる費用及び消費税等と諸税、上記費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。
(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付け等を含まれます。

旅行代金に含まれないもの(一部例示)

・旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自」などと記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用(電話、クリーニング、飲料等)。
・希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金)の小旅行の代金。
・ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊・飲食費及び個人の性質の諸費用。

お客様の交代

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、交代に要する諸費用をいただくことがございます。

旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想変更される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

お客様による旅行契約の解除

(1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料をいただきます。ご宿泊のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、下記取消料の対象となります。
(2)旅行代金が期日までに支払われない時は、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料の料率で違約料をいただきます。
(3)お客様のご都合により途中でキャンセルされた場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

取消日	取消料(消費税込)
(お取消しの連絡は弊社の営業時間内のみお受けします)	無料
旅行開始日前日から起算してさかのぼって①21日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行の場合は11日目)	旅行代金の20%
②20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
7日目にあたる日以降の解除以降	旅行代金の40%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の50%
旅行当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始日後の解除または無運送不参加	旅行代金の100%

(3)お客様は以下の場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
イ 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
ロ 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が大幅に増額されたとき。
ハ 当社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合、二当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

当社の責任

(1)当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)を限度として賠償いたします。
(2)次のような場合は原則として責任を負いません。
お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき。

お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し説明書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に確定書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業務取扱募集型企画旅行企画旅行の部の規定によらない運送サービスの提供に定める率を業した額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更 (消費税込)	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1)契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランをきみます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金へのの変更	1.0	2.0
(4)契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5)契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6)契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
(7)契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名前の変更	1.0	2.0
(8)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(9)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えたと、この表を適用します。

旅行の取りやめ

お申込み人員がパンフレットに記載した最少催行人数に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに、日帰り旅行にあたっては3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

特別補償

当社は、お客様が当社旅行参加中に、急激かつ外来な事故により生命、身体または手荷物に一定の損害について、旅行業務取扱特別補償規定により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一層又は一対についての補償総額は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、「当該旅行参加中」とは致しません。

個人情報の取扱いについて

当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加履歴表、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・土産品店等の提供するサービス手配およびこれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。なお、当社は、当社について組織再編行為が行われる場合、承継先の事業者に対し、お客様からご提供いただいた個人情報を提供することがあり、お客様は、これに同意いただくものとします。

募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業務取扱ご希望の方は、当社にご請求ください。

その他

(1)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2)この旅行条件は令和7年9月1日を基準としております。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡なく旅行業務取扱管理者のご質問ください。

大阪府知事登録旅行業 第2-2625号
リンクオブマインド株式会社
大阪府大阪市北区中崎西3-3-43 北大阪中崎ビル5F

Instagramやってます!
予約・お問合せ
0465-39-3900



旅行企画実施

リンクオブマインド株式会社 大阪府知事登録旅行業 第2-2625号
〒530-0015
大阪府大阪市北区中崎西3-3-43 北大阪中崎ビル5F
TEL:06-6485-5110 FAX:06-6485-5130
旅行業務取扱管理者 山口 淳

受託販売

杉崎運輸株式会社トラベル事業部
神奈川県知事登録旅行業第3-1269号
SUGIZAKI・トラベルサポート
〒250-0853 神奈川県小田原市堀之内24
営業時間 9:00～18:00 休休日:日曜
旅行業務取扱管理者 麻田 博司